

借入申込書は、裏面の「公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

※借入申込・調査には手数料・調査料等は一切不要です。(幹旋団体:

担当者:)

必須① 事業内容	商号 (個人事業主)	フガナ カ) コウコ ショウカイ		本店所在地	〒 900 - 8520
	法人名 (法人)	(株)公庫商会			那覇市おもろまち1-2-X
	創業年月	昭(平)・令 12 年 5 月 創業・創業予定 (法人成りの場合は、個人創業した年月)		☎ (098)-(941)-(****)	
	業種	日用品雑貨小売業	従業員数 5 人 (うち家族 1 人)	営業所所在地	〒 -
	当公庫との お取引	(1) 現在ある (2) 過去にある (3) 無し	当公庫借入金 のお借換え		(1) 希望する (2) 希望しない

必須② 個人事業主・法人代表者	氏名	フガナ コウコ タロウ			個人事業主または法人代表者の方のご家族	続柄	お名前	生年月日	ご職業・学年
	性別	(男)・女	生年月日	昭(平) 47 年 5 月 15 日		妻	公庫 松子	S53.2.**	家業
	ご住所	〒 900 - 0015 那覇市久茂地1-1-X ☎ (098)-(456)-(****)				長男	公庫 竹助	H13.3.**	大学1年
	携帯電話	☎ (090)-(1234)-(****)				長女	公庫 梅子	H15.4.**	高校1年
	メールアドレス	✉ koukoshoukai@oooooooo.co.jp							

必須③ 申込内容	申込金額 (①+②)	1,500 万円	借入期間	運転 5 年(うち据置期間 3 カ月) 設備 5 年(うち据置期間 3 カ月)
	① 運転資金 ※	② 設備資金	毎月の返済日	[ご希望の返済日に 〇を付けてください。] 5 日 ・ (5) ・ 25 日
	1,300 万円	200 万円	返済口座	琉銀 ・ 沖銀 ・ 海銀 ・ 鹿銀 ・ コザ信金 ・ 商工中金 ・ JA ・ ゆうちよ
	(1) 商品、材料仕入 (2) 買掛、手形決済 (3) 諸経費支払 (4) 当公庫借入金の借換え (5) その他 ()	(1) 店舗・工場 (2) 土地 (3) 機械設備 (4) 車両 (5) その他 () 上記設備への補助金 (有)・(無)	【例】毎月の返済額 借入金額 300万円 借入期間 6年 据置期間 1年 → 1年目 : 利息のみ 2年目以降 : 元金5万円+利息 返済元金=300万円÷(6年-1年)÷12カ月 「据置期間」とは、元金の返済はせず、利息のみを支払う期間です。	

※原則として他の金融機関の借入金のお借換えにはご利用いただけません。

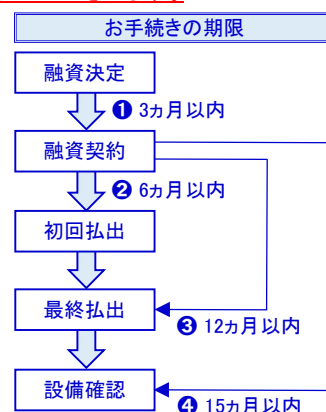
☞ 設備資金ご利用に当たっての留意事項 (設備資金をご利用の場合は必ずお読みください。)

以下の事由に該当した場合、融資決定の取消しや融資金の一部(又は全部)を繰り上げてご返済いただくことがございます。

- ① 融資決定日から3ヵ月以内に融資契約の手続が完了しなかったとき
- ② 対象工事の着工後かつ融資契約日から6ヵ月以内に初回払出しがなかったとき
- ③ 融資契約日から12ヵ月以内に最終払出しがなかったとき
- ④ 融資契約日から15ヵ月以内に融資金の使用(支払い)又は融資対象工事の完成を公庫が確認できないとき
- ⑤ ご融資金を当初の目的以外にお使いになったとき
- ⑥ 工事費が当初計画より減少したとき
(工事の途中で当初計画を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、早めにご相談ください)

※ 融資対象設備に対し各種の補助金をご活用される場合、当該補助金相当額はご融資の対象外となります。ご融資後に融資対象設備に対する補助金を受領されたときは、当該補助金相当額のご融資金を繰り上げてご返済いただきます。

※ 融資対象設備の取得に係る領収書や振込書、会計帳簿等につきましては、後日確認させていただきます。



公庫におけるお客さまの情報の取扱いに関する同意事項

＜お客さまの情報の利用目的について＞

今回の借入申込書等および今後、ご提供頂きますお申込人（法人の場合は法人の代表者を含みます。）、そのご家族（法人の場合は法人の代表者のご家族）および予定連帯保証人、担保提供者の情報につきましては、次に掲げる利用目的において利用します。

- ① ご本人さまの確認のため
- ② ご融資に関する判断およびご融資後の管理のため
- ③ ダイレクトメールの発送等による融資制度等のご案内のため（任意）
- ④ アンケートの実施等による調査・研究のため（任意）
- ⑤ ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会その他のお取引を適切かつ円滑にするための対応
- ⑥ （団体信用生命保険に加入をご希望の方）団体信用生命保険（以下「団信」という。）の契約にかかる事務手続のための公庫と（財）公庫団信サービス協会との間における情報交換のため

※ ①および②（団信に加入をご希望の方は⑥を含みます。）に同意いただけない場合はお取扱いできません。

※ ①および④の利用目的の同意につきましては任意ですので、同意されない場合は、下表の□に✓印をお付けください（借入の可否の判断には関係ございません。）。

※ 予定連帯保証人、担保提供者につきましては⑥を除きます。

不同意事項 ③項 ☐ ④項 ☐

担保・保証の条件（ご選択ください。）

①・②のいずれかのチェック欄□に✓印をお付けください。

また、法人のお客さまは③・④のいずれかのチェック欄□に✓印をお付けください。

（選択された内容により、適用される利率が異なります。）

なお、ご利用には一定の要件に該当することが必要です。くわしくは、公庫の窓口までお問い合わせください。

① 不動産等の担保の提供を希望しない。

チェック欄 ☒

② 不動産等の担保の提供を希望する。

※（借）抵当権の設定等の手続きが必要です。

チェック欄 ☐

法人のお客さまは、③・④のチェック欄のいずれかに✓印をお付けください。

（個人のお客さまは、原則として無保証人でご利用いただけます。）

③ 代表者の方の連帯保証の提供を希望しない。（※1）

チェック欄 ☒

④ 代表者の方の連帯保証の提供を希望する。（※2）

チェック欄 ☐

※1 原則として、法人・個人の一体性の解消が図られていること、財務状況における一定の要件を満たすことなどの要件がございます。

また、原則として、一定の利率が上乗せされます。

※2 以下の「連帯保証に関するご案内」を法人代表者の方ご本人が必ずお読みください。

・公庫団体信用生命保険へのご加入を希望される方は、公庫の窓口までお申し出ください。

連帯保証に関するご案内

重要な事項が記載されておりますので、次の連帯保証に関するご案内をお読みください。

1	連帯保証人の責務	借入金、利息および損害金ならびに借入金から生じる一切の債務（以下「お借入金等」といいます。）について、借主の方から約定どおりにご返済いただけない場合は、借主の方に代わりご返済いただくこととなります。
2	連帯保証人の特徴	借主の方に代わってお借入金等をご返済するよう請求を受けた場合は、借主の方の事業の経営状況や生活状況等にかかわらず、お借入金等をご返済いただく責任を負います。 なお、借主の方に代わってお借入金等をご返済するよう請求を受けた際に、借主の方から先に回収するよう求めることはできません。
3	複数の連帯保証人がいる場合の責任の範囲	複数の連帯保証人の方がいる場合であっても、借主の方に代わってお借入金等をご返済するよう請求を受けた際には、他の連帯保証人の方の事業の経営状況や生活状況等にかかわらず、請求を受けた金額の全額をご返済いただく責任を負います。（連帯保証人の人数等で分割した金額ではありません。）
4	借主からの情報の提供について	連帯保証人は借主から以下の事項の情報提供を受けて連帯保証人となることを表明します。 ① 借主の財産及び収支の状況 ② 本件の主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況 ③ 本件の主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
5	公庫からの情報の提供について	借入期間中、お借入金等の履行状況について、公庫に情報提供を求めることができます。また、借主が期限の利益を喪失した場合は、公庫はこれを知った時から2カ月以内に通知します。

※添付書類につきましては、公庫の窓口までお問い合わせください。

※この借入申込書はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

※公庫資金の借入利率は、政策目的等に定められているものであり、他の金融機関との交渉材料に用いることのないようお願いいたします。